

第四章 地位と収入

1 古来の主馬長の公職は、フランス大提督の職と共に 1626 年に廃止された。1669 年にルイ 14 世は彼の庶子であるヴェルマンドワ伯のために、海軍省を格上げして復活させた。海軍省はトゥールーズ伯とその子孫であるブルボン=パンティエール家に代々保持され、アンシャン=レジーム期の終わりまで嫡子のものであった。歩兵連隊司令官の役職は 1584 年にアンリ 3 世の寵臣であったエペルノン公のために創設され、1661 年に当時の在職者が亡くなった際に廃止された。(のちに 1780 年にコンデのために復活させられることになるが) Boucher, *Cour de Henri III*, p. 60 では、1589 年がフランス主馬頭の格上げされた年であると言及されているが、Solnon in *DGS*, p.1109 と比較せよ

2 ペール・アンセルムが司祭長にこの地位を与えている。Père Anselme, *Histoire généalogique et chorologique*, VIII, p. 223 を参照せよ

3 1578 年、アンリ 3 世は宮内府審問部長の役職を宮廷審問部長へと変更した。この昇格はフランス儀典長の昇格と並行しており、考えようによってはアンリがフランス大侍従ギーズ公の野望に抗うための支持基盤確立を目的として取った手段の一つかもしれない。この昇格、そしてその最初の就任者であるフランソワ・ド・プレシ=リシュリュー (枢機卿マザランの父) については Le Roux, *Faveur du roi*, pp. 186-188 を参照せよ。また、ギョーム・ポとその新しい職務については *ibid*, pp. 184-185 を見よ

4 短命に終わったが、アンリ 4 世が追加で創設した猟犬頭も挙げられる。この役職は 14 人からなる部下の集団を従えていた。Salvadori, *Chasse*, p. 195.

5 BN MS f 7859 fol. 220v: 'reglement des fonctions de Grand Mtre et Mtre de la Garderobe du 26 novembre 1669'. この職務は当初、ショーモン・ド・ギトリ (ダンジョはこれを「キトリ Quitri」と記載しているが) が保有していた; 衣裳部侍従であったソイエクールはフランス狩猟頭の職を代償として購入することを許された。1672 年 10 月よりラ・ロシュフーコー家のフランソワ 7 世が衣裳部侍従長であった。この職はその後この家系に帰属し続けることとなる。ただし、フランソワ 7 世の息子は、公爵が 1679 年以来保有していたフランス主猟頭の職を、父親の死に際して売却してしまう

6 AN O 1 872 の中では、唯一 1664 年の『名簿』においてのみ、大厩舎部の第一主馬についての初めての明確な記述が見つけられる; O 1 120, fol. 75 と比較せよ: 'creation de la charge de premier ecuyer de la grande ecurie' (31 March 1773) は、1763 年のサン=モールの死後、この職が廃止されたことと連続している。Reytier, *Les écuries royales*, pp. 61-65 では厩舎部主馬たちの間での様々な上下関係について論じられており、17 世紀後半以降の厩舎部主馬一覧が同書 pp. 90-95 に掲載されている

7 誓約については以下参照せよ。「公爵殿 M. le Duc」と予算については Blanquie, 'Dans la main', pp. 244-245 を参照せよ

8 寝室部侍従という職は 1515 年にフランソワ 1 世によって、従者に付け加える形で創設された；1544-1545 に官房長の職が廃止された後は、2 人の第一侍従が前面に出るようになる。ルイ 13 世の治世期以降は、4 人の第一侍従が各 1 年ずつ交代で仕えるようになった。アンリ 3 世の 1585 年規則では AC, p. 322 に印刷されている通り‘*premier gentilhomme en quartier*’に関する言及が見られる。；フランス侍従長と寝室部第一侍従たちの仕事と特権については AN, O 1 820, no. 8 に概要が繰り返し述べられており、さらに寝室部第一侍従たちについては O 1 822 にも書かれている。Le Roux, *Faveur du roi* は様々なタイプの侍従と侍従長について論じている。この集団の中には、厚く信頼されたお気に入りの人々で、半ば護衛と化していた 45 人の紳士たちも含まれていた (pp. 519-522)。このうち 26 人の常任侍従の生き残りたちを 17 世紀の『名簿』に見出すことができる。18 世紀には、ヴォルテールがこの名誉職を保持していた。これらの侍従は寝室部の日常業務とはほとんど関係がなかった

9 Loyseau, *Cinq livres*, p. 228 ; ブロワ王令については F. Isambert, *Recueil général des anciennes lois françaises depuis l'an 420, jusqu'à la révolution de 1789* (Paris 1829), XIV, no. 103, pp. 380-463 を参照せよ。同書 pp. 438-439 に関連論文が挙げられている

10 印刷された『名簿』の中の、宮廷の使用人たちの特権について論じた節を参照せよ。例として Besongne, *Etat 1669*, pp. 315-326 ; *Etat 1687*, I, pp. 582-594 ; Loyseau, *Cinq livres*, pp. 227-235 や、1720 年の *Code des commensaux* といったこれらの特権のために特別に出版された巻などが挙げられる

11 *Code des commensaux*, pp. 369-377 の中のこうした王令を参照せよ。また、委任状に基づいて雇用されているが、1749 年の最後の印刷された『名簿』の官職保有者総覧では必ずしも挙げられていない職員についての記述を比較すること。例えば I, pp. 81-90 の礼拝堂と pp. 308-320 の寝室楽団、pp. 395-399 の建築部と II, p. 267 の狩猟部の職員についての記述などである。(‘*tous lesquels Officiers susdits ne sont que par & à la volonté de M. Le grand veneur, & la plupart sans gages fixes*’) 官職を持つものたちだけが通常給を受け取っていたので、こうした追加の人員らは必ずしも職員一覧や彼らの報酬一覧に挙げられてはいなかった。Reytier, *Les écuries royales*, pp. 61-95 での注意深い研究とも比較すべきである

12 *Mémoires du duc de Luynes sur la cour de Louis XV*, de L. Dussieux and Eud. Soulié (Paris 1860-1865) ; *Journal inédit du duc de Croÿ, 1718-1784*, ed. Grouchy Cottin, 4 vols. (Paris 1906-1907), II, p. 277 のゲムネ夫人 Mme de Guémenée の宣誓およびそれに対するクロイの言葉を見よ

13 *Encyclopédie* の、the chevalier de Jaucourt による「名誉ある貴婦人 **dames d'donneur**」と「王妃の娘たち **filles de la reine**」の項目をそれぞれ参照せよ

14 マリー=アン・ド・ブルボン=コンデ、クレルモン嬢 *Marie-Anne de Bourbon-Condé, Mademoiselle de Clermont* を指している。Luynes, *Mémoires*, X, p. 205, February 1750 ; *Almanach Royal* は女官長 *surintendante* をマリー・アントワネットの時代まで一覽に挙げていない。*Journal de l'abbé de Véri*, I, p. 358 では、1775 年秋に王妃がランバル公爵夫人のために女官長の職を復活させ、そのことが当時ノアイユ伯爵夫人 *comtesse de Noailles* が務めていた名誉ある貴婦人 *dame d'honneur* の辞職を引き起こした。この評価に関するより広範囲にわたる、批判的な議論については *Correspondence secrète entre Marie-Thérèse et le Cte de Mercy-Argenteau, avec les lettres de Marie-Thérèse et de Marie-Antoinette*, ed. Alfred Arneth and M. A. Geffroy, 3 vols. (Paris 1874-75), II, pp. 275 and 359 (18 December 1774; 17 July 1775; Mercy to Maria Theresa); p. 363 (13 July 1775: Marie-Antoinette to Rosenberg, Chamberlain in Vienna)を見よ。

15 これらの変化にいつ、どのように影響があったのかについてはいまだ良く分かっていない。しかし、以下の史料が示唆的である。国王への忠誠を誓う人々のリスト : BN Clair 814, p. 435, ブゾンニュの『名簿』(1687 年), I, pp. 214-218 ; フランス大侍従に忠誠を誓った人々のリストは O 1 755, pp. 37-43 and pp. 113-115 にあり、この最後の数ページには、宿舎管理長がかつてはフランス大侍従に忠誠誓約を行ったが、それ以後上役の黙認を得て誓約を行わなくなったという通知を見つけることができる。そしてこの記述の後には長い空白が続く。*Dangeau, Journal*, II, p. 71 (28 November 1687): 'M. de la Chaise prêta le serment de capitaine de la porte, charge qu'il a achetée de M. De Saint-Vallier. Il n'y a pas longtemps que cette charge-là prête serment entre les mains du roi; elle le pretoit entre les mains du grand-mâitre de la maison. Le roi lui a donné 100,000 francs pour lui aider à la payer, et un brevet de retenue de 200,000.' 第一主馬は国王に忠誠誓約を行った人々のリスト (BN Clair 814, p. 435) の中には含まれていない。ブゾンニュの『名簿』(1687 年) の p. 215 にはこの役職の名前が挙げられているが、O 1 755 に含まれるフランス大侍従に忠誠誓約を行った人々のリスト群にはこの役職名がない。彼の補佐官である常任主馬も、小厩舎部のその他の主馬らの名前もまた挙げられていない

16 例として、以下の史料を参照せよ。1749 年の *Etat de France*, I, p. 235 での具体的描写 ; BN Clair 827, fols. 53r-54v の侍従たちとフランス侍従長の間の変わりゆくバランスについての議論 ; また、Du Verdier, *Estat* (1656), pp. 130-131, 146-149 から、衣裳部侍従長と第一侍従たちが寝室部の最高権限を争う中で、寝室部と衣裳部で働く職員の忠誠誓約についての史料に見られる、様々な矛盾を比較せよ ; AN O 1 820、そしてより具体的には O 1 822, pp. 1-6 の中の寝室部第一侍従に対する指示を見よ。Le Roux, *Faveur du roi*, p. 51 では、寝室部の官職保有者たちが第一侍従に忠誠誓約をしていたと説明されている。この主張は O 1 822 で提供された解釈を裏付ける。また、Danjeau, *Journal*, II, p. 123 (25 March 1688) は勤務中の寝室部第一侍従と衣裳部侍従長との間の競争の一例を与えてくれる

17 *Les écuries royales*, pp. 63-64 の'Reytier'を参照せよ。また 1728 年のアルマニャック=ベリンゲンの並びについては AN O 1 858 (印刷された小冊子を含む)、AN O 1 15, fol. 410r-v and fol. 463r-v : 'Reglement sur les differends des grand veneur et grand

louvre, Soyecourt and Heudi' (2 November 1671)を参照せよ。より詳細な史料は BN Clair 830, pp. 107-149 にある。王妃の宮廷における関連事例である、王妃の女官長であったソワソン伯爵夫人と王妃の名誉ある貴婦人のナヴァイユ公爵夫人の間の対立については BN Baluze 182, fol. 63r-v: 'Règlement pour la surintendante de la maison de la reine' (14 May 1661)および BN Clair 814, fols. 675-678 に見られる。続く本書第 6 章では、セインクトットとブランヴィユ（儀典長とフランス儀典総官の関係）の対立について論じられ、下位身分の事例ではあるが、比較可能な問題となっている

18 AN KK 1431, pp. 13/313-37/319（二重ページ数）には 1574 年の諸規則が記載されている。AK KK 544 および the AC には 1585 年の規則が含まれる。これらをルイ 14 世の 1653 年の王令と比較せよ。Boucher, 'Evolution', pp. 363-365.

19 アンリの宮廷におけるギーズ帝国の詳細な分析については Le Roux, *Faveur du Roi* を見よ

20 コンデと彼の後継者らの諸権利については、Dangeau, *Journal*, I, 'appendice à l'année 1684', p. 98 を見ると、侍従の数が 9 人とされている。一方で、O 1 751, no. 76 では 12 人となっている。同様に 3 分の 1 に削減する様子は宮内侍従 (p.99) の事例にも見られる。Dangeau *Journal*, I, p. 168 (8 May 1685)は、フランス大侍従の任免権下にあった 4 人の宮内侍従たち (p.99) のうちの 1 人、モルトフォンテーヌの死に際し、この空席を埋めることは「公爵殿」に少なくとも 20,000 エキュをもたらすであろうと記している

21 Clément, *Lettres... de Colbert*, III (Paris 1865); Colbert's instruction for Seignelay, 1671, pp. 46-64 と、宮内府に対する諸規則は同 pp. 47-49 の 'sermens-provisions-certificats'を参照せよ；証明書に署名する王冠の高官が、その役職に対して任免権を行使しており、宣誓だけでは十分ではなかった

22 フランス大侍従に忠誠を誓った官職保有者たちと彼が任命権を有していた ('desquels M. le Grand Maître dispose') 250 人の官職保有者たちについては O 1 755 Maison du Roy, 1686, pp. 37-43 を参照；フランス大侍従の管轄下にあった 'sous la charge du Grand Maître' 459 人の官職保有者の一覧は上記の史料の pp. 116-118 を、職務のなかった 47 人については pp. 123-124 も見よ；AN O 1 751、特に nos. 69, 76, 80 を見ると、1740 年の状況が把握でき、no.76 からは 1752 年の数字も分かる；また、AN O 1 762, 'état général des officiers de la maison du roy qui sont sous la charge du Gr Mtre' (c. 1660-1816)も参照せよ。Christophe Blanquie, 'Dans la main du Grand maître. Les offices de la maison du roi, 1643-1720', *Histoire & Mesure* 13, 3-4 (1998), pp. 243-288 はフランス大侍従による任命に含まれていた臨時収入と官職保有者たちについての統計資料を含んだ大変情報に富んだ論文である。ニコラス・ル・ルー氏が親切にも私に送ってくれた

23 AN KK 547, 548, and O 1 756.

24 1515年、1547年、1559年、1574年、およびアンリ3世の治世に幾度か繰り返された。Le Roux, *Faveur du roi*, pp. 36-37, 50 (シャルル・ロワゾーの言及付)。アンリ4世については、*Mémoires de l'Abbé de Choisy*, ed. Georges Mongrédien (Paris 1966), pp. 135-136を参照せよ。また、同じ点を強調している Loyseau, *Cinq livres*, pp. 225-226と比較せよ

25 *Code des commensaux*, pp. 109-111 (July 1653).

26 自発的に退職することは可能であったが、大法官はその職を生涯保持していた。また、国璽尚書が、まだ正式には在職しているが評判を損ねた大法官に取って代わることがあった

27 ギーズ公が1658年に辞任した際、ブイヨン家がフランス侍従長の職を得た。彼らは1662年以後オーヴェルニュ地域圏に地方総督府を保持した。Dangeau, *Journal*, I, p. 75 (30 November 1684) : 'Après le petit coucher, le roi appella M. de Turenne, et lui fit une forte réprimande sur ce qu'il le servoit peu respectueusement.'を参照せよ。また、サン=シモン公は 'M. De Turenne, fils aînée de M. de Bouillon et Grand Chambellan en survivance, profita mal de cette correction, et se fit enfin exiler. Un matin en donnant la chemise au roi, il ne prit pas la peine d'ôter des gants à frange, de laquelle il donna par le nez au roi fort rudement, qui le trouva aussi mauvais qu'il est aisé de le croire.'と付け加えている。トゥレンヌは1692年のステーンケルケの戦いで死んだ。枢機卿の最初の問題は *Journal*, I, p. 201 および Surches, *Mémoires*, I, p. 274 の、彼が国王のテーブルから追い払われた箇所に見られる。さらに、彼の1700年9月の不名誉については *Journal*, VII, p. 373 を見よ ; Oroux, *Histoire ecclésiastique de la cour de France. Où l'on trouve tout ce qui concerne l'histoire de la chapelle ? des principaux officiers ecclésiastiques de nos rois*, 2 vols. (Paris 1776-7), II, pp. 527-528: 'Aux nêces de Madame la Duchesse le Cardinal de Bouillon, dit Mademoiselle de Montpensier, voulut manger à la table du roi, apparamment parce que les princes légitimés y mangeoient pour la première fois. Cet honneur ne lui fut pas seulement refusé: il eut ordre de sortir de la cour & de se retier dans ses abbates.' 国王とブイヨン家との安定しない関係についてのさらなる詳細は、Saint-Simon, *Mémoires*, ed. A. de Boislisle (Paris 1879-1930), I, p. 96; II, pp. 126, 204-205; VII, pp. 157, 198; XVII, pp. 414-415; XX, pp. 27, 46-61 を参照せよ。また、枢機卿の間違いについての侍従長と国王の間の議論については同 p. 51 を見よ。XXVI, pp. 139-154 は不運な司祭長の伝記である。Boucher, 'Evolution', p. 364 と比較せよ、この文献ではコンデについては Dangeau, *Journal*, I, p. 98 を、司祭長については同史料の VII, pp. 369-375 を参照している

28 トゥールーズ公の子孫たちについては、Juan Duma, *Les Bourbons-Penthièvre (1678-1793) : Une nébuleuse aristocratique au xviiiè siècle* (Paris 1995)を見よ ; 1626年以降アンリ2世が君主、そして特にリシュリューと同盟を結んで彼の一族の力を強めようとするという努力は成功した Béguin, *Les Princes de Condé* ; 彼は1641年にソワソン家の

下の息子の家系からフランス大侍従の職を得た。フロンドの乱以降、ルイ 2 世はこれを再び取り返したが、襲職権は維持され、この公職は彼の息子であるアンリ=ジュレ Henri-Jules に残された。ベギンの素晴らしい研究は、コンデ家の独立したネットワークあるいは「集群」に注目したものである。したがってアンリ=ジュレの大侍従としての機能、あるいはその公職から発生した任免権については実に周縁的にしか扱われていなかった

29 BN Clear 828, fols. 1247-1249 は 1653 年王令とその 1653 年の反復とを提供する。この王令は廷臣の諸特権を確認し、債権者などから彼らを保護するものである。これについては Besenval, *Mémoires*, II, pp. 20-25 の論争、すなわち 1770 年 12 月の国務卿ショワズルの不名誉の事例と比較するべし。この時彼は、スイス連隊隊長の座からも放逐されえたであろうか？最終的に、この職務はショワズルから取り上げられたものの、彼はかなりの額の代償を得た。この議論と比較は、公職を持つということの強さを強調している

30 Horowski, 'Obersten Chargen'は陸軍と地方総督府において廷臣の支配者層が優勢であったことを強調している

31 例えば、*Journal de l'abbé de Véri*, II, pp. 215-216 (17 June 1779), n. 34 on p. 436 を見ると、ルイ 14 世が彼の近侍であったロルジェに国王護衛隊長の職の襲職権を認めることを、この公爵は若すぎるし自分は「襲職権の使用」の廃止を望んでいるとして、拒否している

32 AN O 1 711 (1717-1789)の保証特権状を参照せよ ; O 1 712 (1750-1778); O 1 747, nos. 122 and 123 : 'brevets d'assurance de la maison du roi'. No.122 は 1781 年の史料である。また、以下に列挙されている特権状も参照せよ

33 Loyseau, *Cinq livres*, pp. 231-234; *Journal de l'abbé de Véri*, II, 294-298 はネッケルの 1780 年改革を背景とした職権濫用についての議論である。また、Doyle, *Venality*, pp. 65-66 はヴェリの不満を引用し、金銭取引の横行についての全般的分析を提供する

34 例えば、Dangeau, *Journal*, II, p. 132 (20 April 1688) : 'M. Des Marets, grand fauconnier de France, est mort..., il y a 250,000 livres de brevet de retenue, elle vaut 11,000 francs de réglé, et on estime les casuels à 15,000 livres par an, parce qu'il y a beaucoup de charges qui dépendent de lui, et qu'il vend lorsqu'elles viennent à vaquer.'

35 Boucher, 'Evolution', pp. 363-365 が挙げられる ; また、ラ・ロシュフーコーの事例における一時的な緩和については BN MS f 22713 を、衣裳部侍従長の新しい職務については fol. 1841 : 'par un brever au Grand Me de la Garderobe [1672 年 10 月 21 日以降はフランソワ・ド・ラ・ロシュフーコー] de choisir deux artisans de chaque metier pour servir à la garderobe, qui jouissent du privilege de commensaux et ont 60 lt de gages, il y en a plus de deux cens'を参照せよ。また、AN Z 1a 475, fol. 151 を見よ

36 この慣行については1749年の *Etat de France* で頻繁に言及されているが、いくつかの特筆すべき例外もある。例えば国王護衛隊の中の地位についてなどである (II, p. 27)。この地位は1664年9月に隊長たちから取り上げられたが、14,000リーヴルの年収によって補償された

37 それまでの年についてはAN O 1 749, nos. 1-5 に、no. 5 (February 1774)は以下の文言で終えられている。‘Il est difficile d’imaginer qu’un aussi grand nombre de personnes prises dans la classe honnête et de société et qui ont toute une fortune personnelle soient une troupe de brigands qui s’accordent pour voler ou laisser voler le roy’.

38 AN O 1 749, no. 51 (1775).

39 *Journal de l’abbé de Véri*, II, pp. 352-353 はネッケルの動機と改革がどれほどの期間有効なのかについての疑義を表明した

40 AN O 1 749, no. 40 は諸改革についての査定およびネッケルの弁護であるが、1787年あるいはそれ以降に書かれたものである

41 AN O 1 748, no. 67 : ‘l’édit du mois de janvier 1780, a réuni aux parties casuelles de sa majesté toutes les charges et offices de sa maison. Le Roy, dans le préambule du même edit, s’est réservé d’examiner quelle dédomagement pourroit être dû aux grands officiers pour la privation qu’ils éprouvent de ce casuel’ 長い議論が、この改革の前後両方に続き、nos. 15, 19, 40, 41 および AN O 1 749 1-5, 38-40, 51 に見られる。AN O 1 751, no. 67 ではコンデに90,000リーヴルの年間補償金を与えている。諸補償の概観を含めた、改革に対する辛辣な評価においても同額が計上されている。AN O 1 793 98 *bis* を参照せよ

42 *Journal inédit du duc de Croÿ*, IV, p. 214 (9 April 1780); *Journal de l’abbé de Véri*, II, p. 298 では、この改革の王令が発効した1週間後に復活された高位に対し、コンデが宣誓を行ったことを書き留めている

43 外務卿のみが、その機能の結果、最高評議会に入っていた。その他の関連する項目については François Bluche, ‘Secrétaires d’Etat’, in *DGS*, pp. 1427-1428, and pp. 1428-1431 を見よ

44 Dangeau, *Journal*, II, p. 117 (7 March 1688); Sourches, *Mémoires*, II, p. 147.

45 例えば、Dangeau, *Journal*, II, p. 193 (21 October 1688) には ‘M. de Louvois est venu ce matin au lever du roi avant même que le premier gentilhomme de la chambre fut entré’ とある ; また II, p. 210 (14 November 1688) には ‘M. de Barbézieux entra chez le roi à son lever, avant le premier gentilhomme de la chambre, et lui donna des lettres de monseigneur qui lui mande que la ville de Manheim s’est rendue’ とある ; II, p. 234 (23

December 1688) には、「セニユレは国王がまだベッドにいる間に部屋に入り、イングランドのステュアート家を救うというロザンの使命について報告した。」とある。また、Clément, *Lettres...de Colbert*, III (Paris 1865), pp. 71-74 を参照せよ。これはセニユレの 1671 年の回想録であるが、余白にはコルベールによるコメントが記入されており、セニユレに国王の起床儀礼あるいはミサに毎日出席するように促している。だが、大臣たちが国王に会う機会を決めるといふ、18 世紀における第一侍従のより支配的な役割を知るために、Hirovski, ‘obersten Chargen’, p. 42 and n. 36 とも比較するべきだ。また、Hardman, *Louis XIV*, pp. 33-34 and 150-151 を参照すると、国王が狩り小屋に短期滞在している時には大臣たちはむしろ、国王への謁見を制限されていたということが分かる

46 Boucher, *Cour de Henri III*, p. 52 は「アンリ 3 世の人生のある 1 週間」の概観を示しており、AC, I, 10, pp. 301-358、特に pp. 315-332 に印刷されている 1585 年規則と一致する

47 宮廷の縮小と並行して、ルイは評定官の数も削減した。1644 年には 120 人の評定官がいたが、1673 年以降はたったの 30 人しか残っていなかった。しかしながら、その全員が国王の公職保持者であり、国王評定官という名目だけの肩書を有していた。Olivier Poncet, ‘Conseils du Roi’, in *DAR*, pp. 320-325.

48 Newton, *Espace du Roi*, pp. 415-417.

49 AN O 1 749, no. 51.

50 これらのパラグラフについては、私はレオンハルト・ホロウスキ氏の助言に大きく依拠している。彼が出版を予定しているフランス宮廷に関係する貴族家系のキャリアについての研究は、この非常に重要な問題に詳細な情報を提供するだろう

51 HHStA, OmaA I, K. 1 (1564-1712), instruction 1637 (Ferdinand III), point 18.

52 AVA Harrach *Historica* 796 内にある、17 世紀後半における宮廷長官の部下のリストは宿営官を含んでいる。Hengerer, ‘Adelsintegration’, p. 23, n. 10 で言及されている同様の例も参照せよ。Hurter, *Friedensbestrebungen*, pp. 236-237 中のカラファによる 1629 年の報告は式部長を宮廷長官の職員に含めているが、彼を ‘großes Ansehen, reiches Einkommen, ausgedehnte Gewalt großes Ansehen, reiches Einkommen, ausgedehnte Gewalt’ を持った、宮廷の最も重要な官職保有者の 1 人として描いている

53 Khevenhüller, *Tagebuch*, II, p. 101 (July 1746): ‘Den 13. Befahle die Kaiserin mir, in Abwesenheit des Obrist Hoffmeisters Graffen Sinzendorff, dem neu resolvirten hungarischen Canzlern Graffen Nadasdy seine beschehene Benennung schriftlich nach Pressburg zu notificiren; weillen aber nach alter Etiquette den Obrist Hoffmeister nicht der Obrist Cämmerer, sondern der Obrist Hoffmarschall zu suppliren pflegt, nahm ich

die Freiheit diesen Umstand I.M. zu zwei Mahlen befragte, ob ich dessen sicher sei und, nachdem ich es bekräftiget, sodann erst meinem Schwagern den Befehl dieser Notification halber ertheilet.'

54 Motiva, warumb der Oberstallmeister...' HHStA OMeA, Sr. 73, fols. 357-359.

55 Zolger, *Hofstaat*, pp. 53, 149 では、内膳長が侍従の次位につけている。また、Moser, *Teutsches Hofrecht*, II, p. 235 は HHStA ÄZA and ZA Prot における多様な言及である。儀礼に関する本書第 6 章を参照せよ

56 AVA Harrach *historica* 797 の中の、宮廷の主要公職保持者と手続きについての非常に興味深い論評 'Guettachten wegen der hoffordnung über des obristen hoffmaisters Instruction' を見よ。特にポイント 1、2、5 は重要。しかしながらこの言及は本文中にも繰り返し出てきて、侍従長と厩舎長の自律性を強調し、フランスにおける寝室部侍従長と主馬頭の地位に当てはめている

57 『ウィーン日報』の中の、誓約に関する報告を参照せよ。例えば、1704 年 8 月 3 日と 1728 年 4 月 10 日には 枢密顧問官が、1704 年 8 月 4 日は皇妃の宮廷長官がどちらも皇帝に忠誠を誓っている。1728 年 1 月 2 日には、護衛騎兵隊隊長が 宮廷長官に忠誠を誓っている。1729 年 5 月 18 日には、侍従が侍従長に対して忠誠を誓っている

58 HHStA Hofakten des Ministeriums des Inneren, K 14 (1650-1699) を参照せよ。これは 'Ernennung von Garde Hauptleuten' (14 August 1677-23 May 1686) についての複数の書類である。そこでは隊長と副官は宮廷長官に対して忠誠誓約を行っており、彼らの人員の間で上役の空きが出て自動的に補充することはできなかった。レオポルトは宮廷長官の諸権利を認めていた。1684, fol. 236r; また 1685, fol. 242r-v. を参照し、宮内官房における宮廷長官の諸権利と比較せよ; ほとんどがレオポルト 2 世によって認められた宣誓と任命については、fols. 24-31, 33-36 (1693) に載っている

59 Klaus Müller, *Das kaiserliche Gesandtschaftswesen im Jahrhundert nach dem Westfälischen Frieden*, Bonner Historische Forschungen 42 (Bonn 1976) を参照せよ。特に第 6 章では、外交官のキャリアと、外交での大変に骨の折れる勤めに対する最高の褒章としての宮廷官職という彼らの意識について、啓蒙的な詳細が得られる

60 フランスの大法官と比較せよ

61 レオポルトの死後の OMeA Prot 6 1700-1709 *Referate* では彼の未亡人の宮廷を創設すること、レオポルトの使用人たちは再任、あるいはヨーゼフ 1 世に引き継がれること、そしてそのどちらの宮廷にも居場所がないものには支度金が支払われること、また忠義な使用人たちには恩給が配られることが議論された。fols. 515-520, 572-587, 613-628 を参照せよ。OMeA Prot 7 はヨーゼフ 1 世死去時の同様の議事録である (fols. 125v-129)。ヨーゼフ

フは宮廷長官 (50,000 グルデン)、侍従長 (50,000 グルデン)、厩舎長 (40,000 グルデン) に対してそれぞれ金を支払った。HKA HZAB 1706/148 fol. 261V の下賜金の箇所を参照せよ。カールも 1711 年に同様のことを行い、金額も同じであった。このことはこれが人々に受け入れられた慣行であったということを示している。HZAB 1713/155, fols. 429-431 を見よ。Pecar, 'Ökonomie der Ehre', p. 137 はカールがトラウトゾンとシュタルヘムベルクに対して、ヨーゼフの死に伴う彼らの失職の埋め合わせとして、給料を支払い続けたと記している

62 この公使の報告は Katrin Keller, 'Der Wiener Hof von außen. Beobachtungen zur Reflexion des Kaiserhofes im Reich im 17. und 18. Jh.', *Frühneuzeit Info* 12 (2001), pp. 21-31 に活字化されている。Khevenhüller, *Tagebuch*, VII, pp. 48-49 および p. 167 (1 June 1773) には、ローゼンベルクについて 'in petto vorbehaltener Destination zum Obrist-cämmerer-Ammt' とある

63 Dickson, *Finance and Government*, I, p. 209, n. 2 は宮廷長官の興味深い交代についてまとめている。『職階表』の中には一人の随員も持たない第二宮廷長官を見出すことができる。HHStA ZA Prot 70, fols. 1591-1701 の中の第一宮廷長官ケーフェンヒュラーの諸特権にかんする 1772 年 9 月の議論でも、彼に従属する者の立場については明らかにしていない。これに比べて多少は情報が得られるのは、マリア・テレジアとヨーゼフの世帯を融合することについての 1765 年 9 月 11 日の手紙である。この手紙の中では '2do-loco erster Obersthofmeister' の概要が描かれている。さらに、1 人の「第二宮廷厩舎長」が示され、9 月 14 日の手書きの短い書簡が任命を変更している

64 Hausenblasová, 'Nationalitäts-und Sozialstruktur', p. 36 によると、ルドルフの宮廷には 35 パーセントの貴族がいた—彼らは名誉職を支配し、膨張しがちであった。これよりさらに少ない割合の貴族が、実際に日々宮廷で勤務していたに違いない

65 HHStA, Familienakten III K 100, article 1 に含まれる 1637 年の侍従長の指示書を参照せよ。また、HHStA, OmeA Sr. K 73, article 1 の王室役人への指示書も参照せよ

66 一覧表は指標にしか過ぎないが、*Tapezierer*、*Kammerfurier*、*Futtermeister* 等は主要な代官たちに従っていた。また、その他の低位の職務に対する高給、例えば厩舎における *Oberroßbereiter* の場合などは、それが特権のある地位であることを示す

67 Sienell, 'Wiener Hofstaate', in *Hofgesellschaft und Höflinge*, ed. Malettke and Grell, pp. 104-105.

68 Spielman, *Crown & the City* に税金免除の濫用にと宿営にまつわる諸問題について書かれている。また、HHStA OMaA K 519 (1656-1689) で 'Befreyte Hoffhandlsleuthen und Handwerckers' についての様々な小冊子や法令を見よ

69 AVA Harrach Historica 797 の‘Guettachten’の項目 2 を参照せよ

70 Stefan Sienell, *Die geheime Konferenz* および ‘Die kaiserlichen Beratungsgremien und die spanische Erbfolgefrage (1699/1700)’, *MÖStA* 47 (1999), pp. 117-145 の詳細や書誌情報を参照せよ

71 Dickson, *Finance and Government*, I, pp. 207-256 の Tables 9.1 and 9.2 を参照せよ。後者は侍従長ケーフェンヒュラーが出席した枢密会議の各回について明らかにしている。しかしながら、この会議はもはや意志決定の中心ではなかった

72 1705 年から 1715 年、この職務は二つに分けられていた。第一宮内官房長と第二宮内官房長である。1715 年には宮内官房長が二重に存在し、内オーストリアと上オーストリアの下部部局が消滅した 1720 年以降は、この 2 人の官房長が「部局」を形成した。第一宮内官房長は外国と王家の問題に対応し、第二宮内官房長は地方行政と司法の問題に対応した。1742 年、外国の問題を担当していたこの第一宮内官房長は宰相と呼ばれるようになり、第二宮内官房長がオーストリア宮内官房長となった。そして後者は、宮内副官房長に補佐された。Dickson, *Finances and Government*, I, pp. 217-218.

73 Theo Gehling, *Ein Europäischer Diplomat am Kaiserhof zu Wien. François Louis de Pesme, seigneur de Saint-Saphorin, als englischer Resident am Wiener Hof 1718-1727*, *Bonner Historische Forschungen* 25 (Bonn 1964), p. 74. この 1724 年のジンツェンドルフの例はアンドレアス・ペカール氏（ロストック大学）によって私が興味を持つに至った

74 Khevenhüller, *Tagebuch*, VI, pp. 29-30, steward and *Oberstkanzler* (24 June 1770); p. 37 (1 August 1770)は帝国宮内法院、帝国宮内官房、宮廷長官それぞれの管轄間の対立について書かれている。これを p. 47 (1 November 1770)と比較せよ。そこでは今や宮廷長官となり、高圧的な手段を手に入れたケーフェンヒュラーがこうした問題における宮廷長官の最上位を、以下の言葉をもって説明している (p. 47)。*‘dessen Ursprung vermuthlich noch von jenen alten Zeiten herzuholen, da die Regierung das vornemmste Dicasterium und noch keine Canzlei vorhanden gewesen’*.

75 HHStA, Hofakten des Ministeriums des Inneren K 16, 12-30, April 1763 and an addition from 1765: ‘Decret des Obersthofmeisteramtes über die Wiederherstellung der Gerichtsbarkeit des Obersthofmarschalls’; また、Khevenhüller, *Tagebuch*, VI, p. 11n and pp. 220-225, n. 24 を参照せよ。ただし、彼らの職務の低下についての現職者からの不満と比較せよ。例えば HHStA Hofakten des Ministeriums des Inneren K 14, fols. 33-36 (21 Julz 1693)では、ディートリヒシュタインが宮内官房長職の剥奪についての苦情を述べ、以下のように求めている。*‘das Obristhofmeisteramt zu diminuiren, und derselben die wenige apparenz der Ehr so er noch hat auch völlig wegzunehmen...’*, fol. 34r; あるいは Khevenhüller, *Tagebuch*, VI, p. 141 では、アントン=フロリアン・フォン・リヒテンシュタインの時代に宮廷長官がその地位を失ったと主張し、枢密顧問会においてオイゲン公が

優先したことを引用している

76 HHStA ZA Prot 70 に 1772 年における宮廷長官の諸特権についての議論があるので fols. 1591-1701 を参照せよ。その枢密顧問官と大臣たちに対する優先は fol. 160v-161r に見られる。彼はまた、自分より先に任命された枢密顧問官たちにも優越しており、皇帝陛下の不在時には枢密顧問院や枢密会議を主宰した。ルドルフ=ジークムント・フォン・ジンツェンドルフ（すなわちジークムント=ルドルフ・フォン・ジンツェンドルフ=タンハウゼン）が例として挙げられる

77 ÖNB cod. ser. n. 1713, fol. 911.

78 最高位の職務官職の一覧は *ÖZV*, I, 1, pp. 275-288; Peyer von Thurn, *Die kaiserlich-königliche Hofstellen, ihre Chefs und deren Stellvertreter* (1749 May-1848 March 15) (Vienna 1902)所収の諸表、Dickson, *Finance and Government*, I, pp. 449-456、そして Dickson, 'Monarchy and Bureaucracy', pp. 345-351 は宮廷と政府の最高位集団の構成が徐々に変化しつつも全体的には連続性を保っていることを示している

79 <http://www.le.ac.uk/hi/bon/ESFDB/index.html> のマレに基づいた表を参照せよ。宮内府の項目を見ると出納官が厨房に支払った給料が分かる。とはいえ、何人かの官職保有者たちは出納官から追加の支払いを受けていた。したがって、これらの数字は各種年給与についても、厨房についても、正確に表しているとは判断しきれないのである。(例えば Frére Ange, *Etat* (Paris 1722), I, p. 191: 'Ces douze Maîtres d'Hotel servent trois par quartier, & touchent chacun chez les trésoriers de la maison 450. L. des gages, à la chambre aux deniers 300. l. à la fin de leur quartier. 64 . l. pour les jettons: ils ont encore plusieurs autres droits'を参照せよ)。またもう一つ複雑な要素があり、給料の一部が財政的に独立している職員の予算の中から支払われ、この大まかな計算の中に入っていないことがあるのだ。AN O 1 749, no. 40 から引用した言及は、本書が示す全体的な印象を支えるものである

80 HKA HZAB 1615/64, fol. 88r; Mensi, *Finanzen*, pp. 37, 125, 490-491, 745 と比較せよ ; Holl, *Starhemberg*, p. 205; より概説的なものでは、John P. Spielman, 'Status as Commodity: The Habsburg Economy of Privilege', in *State and Society in Early Modern Austria*, ed. Charles Ingrao (West-Lafayette 1994), pp. 110-118; Sutter Fichetner, *Habsburg Household or Habsburg Government?*がある

81 例えば、HKA HZAB 1624/73 を見ると、厨房に対して多大な支出があつたにもかかわらず、給料が全く支払われなかったことが分かる ; 1646/92 は 'alt ausstendige hofbesoldungen' のためのささやかな地位についてである ; 1647/93 には宮廷長官トラウトマンズドルフの長々と続いた任期(1644年7月~1647年12月)に対する支払いを含めた、いくつかの給料が載っている ; HZAB 1648/94, 1649/95 and 1650/96 には再び給料が見られない ; 1651/97 にのみ、かなりの額と言える給料が記載されている。例えば fol. 444v には Fälccknerey に 34,233 という特筆すべき額 (通常 8,000 から 12,000 の間)が、1643年2

月 12 日～1651 年 12 月 18 日の‘Besoldungen en Anforderungen’のために支払われている

82 BN MS naf 2004 (以前は AN KK 545), fols. 247-249: ‘Règlement sur le payement des gages des officiers domestiques du Roy’.

83 銀食器の話については以下の史料を参照せよ。Elisabeth-Charlotte von Orléans (Madame), *Briefe*, ed. Wilhelm Ludwig Holland, Bibliothek des Literarischen Vereins 88, 107, 122, 132, 144, 157 (Stuttgart 1867-1881), CVII, p. 107 (8 June 1709), p. 108 (15 June 1709), p. 114 (6 July 1709); Sourches, *Mémoires*, III, p. 181 (1 December 1689); XI, pp. 349-350 (6/7 June 1709); Dangeau, *Journal*, III, p. 33 (3 December 1689); XII, pp. 432-433 (6 June 1709); Saint-Simon, *Mémoires*, XVII, pp. 401-413; *Europische Mercurius behelzende al het voornaamste 't geen zo omtrent de zaaken van staat als oorlog, in alle de koningrijken en landen van Europa, en ook zelfs in verscheidene gewesten van d'andere deelen der wereld, is voorgevallen* (Amsterdam 1690-1739), March 1690, p.211.

84 Mathon de la Cour, *Collection de comptes rendus, pièces authentiques, états et tableaux, concernant les finances de la France depuis 1758 jusqu'en 1787* (Lausanne 1788), p. 51.

85 例えば, Luynes, *Mémoires*, X, pp. 204, 226 を参照せよ。職権濫用については特に XIII, pp. 427-428 を見よ。 *Journal de l'abbé de Véri*, II p. 107.

86 初期の『宮廷勘定簿』に列挙されている、衣服、燃料、そしてより一般的には**娯楽 Unterhaltung**の費用を、ÖNB cod. 14027 excerpta Hofzahlamt 1575-1711 で参照せよ。主に 16 世紀後半のものである。その後の『宮廷勘定簿』では、**Provisionen, Adiuta, Gnadengaben, Recompensen** が、わずか数グルデンのささやかな額から、莫大な贈り物まで列挙されている。使用人たちを支援してやるための少額と、高位の廷臣たちの奉仕に報いるための高額との区別は、17 世紀の間により明白に表れている。AN O 1 751, no. 78 はフランスの国王陪食官に対する制服代や **ordinaires en nature** の中に含まれる、様々な権利や支払いについて説明している。AN O 1 653 は、1783 年～1792 年の国王の個人財産 **cassette** の記録簿であるが、ほとんどが低額で、身分の低い使用人への支払である；恩給についての以前の概説、例えば AN O 1 630 (1683-1718) はあらゆる宮廷使用人たちは、何らかの支援を期待することができ、それは彼らの通常支払われる給料から大きく違うことはめったにない、という印象に裏付けを与える；また、1788 の *Compte rendu*, p. 95 は、**国王の特別支払 Comptant du roi** あるいは国王の個人財産 **cassette** を、国王の貧者に対する支援として描写している。さらにこれを素晴らしい働きがあったり、特別な考慮がなされたりしたときにのみ下賜される‘affectées sur départements’という恩給と対比している。未亡人たちは支払いのリストの中にも、宮内府の職員の中にも、数多く存在する。例えば、1749 年の *Etat*, I, pp. 399-471 を参照せよ

87 Besongne, *Etat* (1687), pp. 214-218; 国王もまた、こうした支払を受け取っていた。詳細な概観については、AN O 1 713: ‘Répertoire Alphabetique des charges qui pretent serment entre les mains du Roy, avec le montant desdits sermens’を参照せよ

88 Dangeau, *Journal*, IV, pp. 25, 66.

89 *Ibid.*, I, p. 200.

90 ÖNB cod 14443, fol. 81; また、L. Baur, ‘Berichte des Hessen-Darmstädtischen Gesandten Justus Eberhard Passer’, *Archiv für Österreichische Geschichte* 37 (1867), pp. 273-409特に pp. 308, 312, 330、およびVehse, *Geschichte der deutschen Höfe*, VII, pp. 28-29に見られるいくつかの類似した報告と比較せよ

91 HHStA, ÄZA K 26 (fols. 2-14); OmeA Sr K 74, no. 16, Familienakten K. 102, repaginated 26 March 1997, fols. 1-13に宣誓式、封土授与式、新年参賀の費用についての詳細なリストがある; HHStA Familienakten III K 100は、1644年の‘Verordnung des Hofmarschallamtes betr. ungebührlicher Forderung von Neujahrgeldern und Trinkgeldern durch Angehörige des Hofstaates und betr. die Regalien bei fürstlichen Belehnungen’を含んでいる

92 HHStA OMeA Prot 7 (7 October 1712), fols. 323-325; (7 February 1713) fols. 447-454. また、Passer, ‘Berichte’の例えば pp. 308, 312, 330を参照せよ。その他の報告書はVehse, *Geschichte der deutschen Höfe*, VII, pp. 28-29に見られる

93 HHStA OmeA Prot 2 (24 February 1665) はより高い給料を求め、1665年3月26日に与えられている。ルドヴィーコ・ブルチナーニはこれより早く同じ要求を行っていた。OMeA Prot 1 (18 March 1656), fol. 85を参照せよ。*Hofprotokoll*の中では、*Expectanz* (すなわち、公職の約束)、給料、*払戻 Recompense*の数字が突出している。これについてはHerbert Haupt, ‘Kunst und Kultur in den Kameralzahlamtsbüchern Kaiser Karls VI.: die Jahre 1715 bis 1727’, *MÖStA* 12 (1993), pp. 7-186を参照せよ; Hadamowsky, *Barocktheater*, p. 64.

94 Holl, *Starhemberg*, p. 205.

95 Burke, *Fabrication*を参照せよ。Blanning, *Culture of Power*; Jürgen Voss, ‘Mäzenatentum und Ansätze systematischer Kultutpolitik im Frankreich Ludwigs XIV’, in *Europäische Hofkultur*, II, ed. Buck *et al.*, pp. 123-132; Goloubeva, *Glorification of Emperor Leopold I.*

96 A. F. Pribram, R. Geyer, and F. Koran, *Materialien zur Geschichte der Preise und Löhne in Österreich* (Vienna 1938), pp. 175, 339-343; Rinck, *Leopold*, p. 202.

97 Corinne Beutler, 'Bâtiments et salaires: un Chantier à Saint-Germain-des-Prés de 1644 à 1646', *AESC* 26 (1971), pp. 484-517 の pp. 500-504, 514. また、M. Baulamt, 'Le salaire des ouvriers du bâtiment à Paris de 1400 à 1726', *AESC* 26 (1971), pp. 461-483 の p. 474: 'On peut en conclure, pour ces années [1644-45], qu'un bon ouvrier non spécialisé, suffisamment assidu, pouvait gagner 160 à 190 ar an...'も参照せよ

98 Baulant, 'Salaire des ouvriers' pp. 482-483; Y. Durand, 'Recherches sur les salaires des maçons à Paris au XVIIIe siècle', *Revue d'Histoire Economique et Sociale* 44 (1966), pp. 468-480 の p. 476 の割合を使用した

99 例えば、*Etat* of 1663, p. 23: 900. l. *gages ordinaires...*; printed *Etat* of 1669, p. 41: 1,800 *gages ordinaires*. また、AN Z 1a 475, l'Etat Général des officiers de la maison du Roy. Année 1676 fols. 136-192 の fol. 163 と比較せよ (fol. 188-189 には財務官長 *trésoriers généraux* を見つけることができ、5,800 リーヴルと 6,000 リーヴルというかなりの額の給料を受け取っている)

100 HHStA, OmeA Sr 184, 75/6; 監査官は 480 グルデンしか受け取っておらず、一方で宮内財務院院長は 2,000 グルデン受け取っていた

101 AN Z 1a 475, fol.160; HHStA, OmeA Sr 186, fol. 145r に侍医の給料が 800 グルデンから 1,000 グルデンに上がったとあり、Rinck, *Leopold* およびこれまでに引用されてきたほとんどの中間の『宮廷名簿』に同じ額が記載されている

102 Rinck, *Leopold*, p. 205. OMeA Prot 7 (3 April 1713), fols. 515-517 と比較せよ。カール 6 世は何人の侍従と枢密顧問官が支払を受け取ったのかを確認したかったのだが、正確な数字は全く分からなかった。皇帝はそこで'die beständig bei der Hoffstatt zu bleiben Obligo solle' (fol. 5171)の侍従のみが支払を受け取ること、と決定した。しかし、彼らを与えられたのは慣習として挙げられる 480 グルデンではなく、2000 グルデンであった。枢密顧問官に対しては、ほとんどすべての高位の宮廷貴族が、枢密会議での勤務実態の有無にかかわらず、枢密顧問官の地位と 2000 グルデンの支払を受けていたということが問題をより複雑にしていた

103 ÖNB cod. ser. n. 1849, fol. 9r; ÖNB cod. 14443, fol. 81r.

104 Besongne, *Etat* 1687, p. 57.

105 『名簿』(1663年)の pp. 98-99を見ると、600 リーヴルの報酬と 2,657 リーヴルの制服代を権利として伴う常任主馬の後ろに、以下のような厩舎部主馬についての記載がある。'Quoiqu'il ait un grand nombre d'ecuyers, on ne voit ordinairement servir que ceux-cy, qui instruisent les pages & c. Aux gages de 400. l. & 4. ou 500. l. de livrées, & c. [名前が 3

つ続く] Les autres servent quand ils sont mandés, & que le service le requiert.’ 厩舎部についての多くの具体的な情報が Edouard de Barthélemy, *Les Grands Ecuysers et la Grande Ecurie de France avant et depuis 1789* (Paris 1868)および Griselle, *Ecurie, Venerie, Fauconnerie et louverterie du roi Louis XIII* (Paris 1912); 狩猟部については 1749 年の *Etat de France*, II, pp. 264-289 と BN Clair 830, pp. 691-693 を参照せよ。この史料は侍従が彼らの特権を保持している間、自分たちの地方に住むことを許可したルイ 14 世の 1706 年王令と、それが伴ったいくつかの問題について引用している

106 AN O 1 747, no. 122.

107 しかしながら 17 世紀前半、勤務は理想としてはもっと長かった。HHStA, Familienakten III K 100, articles 2 and 3 から、侍従長を務めたプッフハイム伯ハンス＝ルドルフに対する 1637 年の指示を参照せよ。当初は 480 グルデンが一年間の勤務に対する報酬であったはずである。また、ÖNB cod. 14443, fol. 81r の、さらに後の時代の標準的記述を見よ。そこでは侍従に対して 2 週間の事前勤務の後に 2 週間の本勤務とあり、2 人ずつ交代していたということは、全部で 4 人の侍従が宮廷で仕えていたということを示している。『職階表』の中では、例えば pp. 392-393 の 1760 年や pp. 373 の 1780 年の箇所にも、少し異なった基準の文言を見ることができる。そこでは侍従のことを君主国のあらゆる場所から来た貴族として説明されており、‘die Ihre kays. Königl. Majestäten beyderseits in der gewöhnlichen Hof-Kleydung zwey und zwey acht Tage in dem Vordienst, und acht Tage in dem Hauptdienst, nebst zweyen durch acht Tage im Vordienst solcher Gestalten bedienen, daß allezeit 6. Cammerer bey Hof sich befinden’ という文言は 32 日間の勤務と 6 人の侍従が宮廷にいたことを示している

108 Müller, *Kaiserliche Gesandtschaftswesen* の特に第 6 章が、高位宮廷職を得るために必要だが、必ずしも歓迎はされない準備段階が外交職勤務である、という素晴らしい印象を与えてくれる。また、Klaus Müller, ‘Habsburgischer Adel um 1700: Die Familie Lamberg’, *MÖStA* 32 (1979), pp. 78-108, here at pp. 98-99 の高位の外交職に就いたことがもたらした財政的結末についての記述を参照せよ。Susanne Claudine Pils, ‘Hof/Tratsch. Alltag bei Hof im ausgehenden 17. Jahrhundert’, *WRGB* 53 (1998), pp. 77-99 を見ると、外交官フェルディナント＝ボナヴェントゥーラ・ハラッハの妻による、夫の宮廷での地位を確かなものにし、彼らの家系が利益をえるための骨折り苦勞という、蒙を啓くような印象を得る

109 HHStA OMeA Sr 186; また、HKA, HZAB 1675/19 fol. 115v の中の同様の内訳も参照せよ; HZAB 1640/86 には合計で 6,200 グルデンとある; HZAB 1653/99; HZAB 1686/131; より後の時代の『宮廷名簿』では 6,200 グルデンと 12,000 グルデンとされている。HZAB 1714/156 では現金で 12,900 グルデンと 21,500 グルデンの‘durch Anweisung’ となっている (fols. 198r, 219r); 18 世紀の中盤を過ぎたころ、OMeA Sr 96: では 2,000 グルデンである; Dickson, ‘Monarchy and Bureaucracy’, p. 335, n. 2 では HZAB 1785-7/177 から、宮廷長官に対する 10,800 グルデンという額が引用されている。Pecar, ‘Ökonomie der Ehre’,

pp. 121-124 で挙げられているいくつかの例も参照せよ。フランスの通常給は非常に安定していた一方で、ウィーンの給料にはかなりの変動があった。そして、これらの史料をひとつの概観にまとめることは困難である

110 HHStA OMeA Sr 186, fol. 120r では 1,750 グルデン; HKA HZAB 1675/119 では 1,750 グルデンと 3,000 グルデン; HZAB 1686/131 では 4,750 グルデン; 18 世紀中ばを過ぎた頃については OMeA Sr 94 で 2,500 グルデン; OMeA Sr 96 においては 2,000 グルデンとなっている

111 元帥の給料は様々である。HHStA OMeA Sr 186, fol. 197r では 1,200 グルデン; HZAB 1653/99, fol. 186 では 24,000 グルデンという驚くべき額で、おそらくは各種貸付金あるいは突出した支払があったことを表している。また、OMeA Sr 184, no. 85 と ÖNB cod. ser. n. 1849 の両方で 1,362 グルデンとなっている; AVA Harrach, Handschriften 145 では 2,362 グルデン; Rinck, *Leopold* と HZAB 1714/156 (fols. 251r, 254r) ではどちらも 3,000 グルデン; OmeA Sr 96 では 2,000 グルデン; OmeA Sr 101 では 2,400 グルデンである。また、厩舎長の給料は、OmeA Sr, no. 75/6 では 800 グルデンで、OmeA Sr 186 (fol. 162) では 1,416 グルデンであるが、ÖNB の『名簿 Verzeichnisse』とリンクの記述では常時 2,000 グルデンであった。HZAB のデータはまだ一つも参照されていない。これらを Pecar, 'Ökonomie der Ehre', p. 357 の 1720 年の給料と比較せよ

112 Pecar, 'Ökonomie der Ehre', pp. 126-129 は高位の宮廷職を求めるすべての家系にとって、非常に多くの金銭的蓄えが必要であったということを、説得力をもって強調している。そして、pp. 130-134 では、宮廷に出入りする家門たちの資産状況について論じ、例として、地代収入が 17 世紀後半のリヒテンシュタイン家の富の 70~90% を占めていたことを述べた

113 パーセンテージについては、Bérenger, *Finances et Absolutisme*, p. 447 を参照せよ。廷臣の財政的支援についての具体的事例は Bastl and Heiss, 'Hofdamen und Höflinge', p. 201 を見よ; レオポルトの後援者であったエレオノーラ・ゴンザーガについては Katharina Fidler, 'Mäzenatentum und Politik am Wiener Hof: das Beispiel der kaiserin Eleonora Gonzaga-Nevers', *Innsbrucker Historische Studien* 12, 12 (1990), pp. 41-68, at pp. 61-63 を参照せよ; Mensi, *Finanzen*, pp. 148-153 は宮内財務院の人事に着目し、ザラブルク、ブロイナー、ナイトハルトといった宮内財務院の顧問官を列挙している。James van Horn Melton, 'The Nobility in the Bohemian and Austrian Lands' in *The European Nobilities in the Seventeenth and Eighteenth Centuries: II Northern, Central, and Eastern Europe*, ed. H. M. Scott (London 1995), pp. 110-143, at p. 124 では別の事例もいくつか引用されている

114 Müller, 'Habsburgischer Adel', p. 101; シュタルヘムベルクによる 1703 年の *taxa officiorum* の提案については Bérenger, *Finances et absolutisme*, pp. 421-427; Holl, *Starhemberg*, pp. 93, 96 を参照せよ; Mensi, *Finanzen*, pp. 148-153.

115 HZAB 1662/107 Portia, fol. 86v; Schwarzenberg, HZAB 1675/119, fols. 238v-239; 同巻 fol. 240r の Gottlieb Graf von Windischgrätz も参照せよ。HZAB 1686/131 の fol. 337r には宮廷長官フェルディナント・ディートリヒシュタインに 4,000 グルデンとあり、同巻の fol. 337v にはマンスフェルトに 10,000 グルデン、fol. 338r-v にはモラールト伯フランツ=マクシミリアンに 6,000 グルデンとある。概説としては、Holl, *Starhemberg*, pp. 204-209 を見よ

116 Pecar, 'Ökonomie der Ehre', pp. 139-140.

117 Holl, *Starhemberg*, pp. 353-354; Etienne-Charles Loménie de Brienne, *Compte rendu au roi au mois de mars 1788, et publié par ses ordres* (Paris 1788) p. 96 では、異なる会計と給料支払い係の増殖が支出のコントロールをより難しくしているの、一人の給料支払い係がしっかりと定められた、十分な額の年給を、国王に仕える者たちに支払うべきである、という正反対の主張がなされているので参照せよ。また、マリア=テレジアの治世に、宮廷で仕えるあらゆる地位の人々のための追加の補助として恩給が継続していたことについては、Hans Wagner, 'Royal Graces and Legal Claims'を見よ

118 Carafa in Hurter, *Friedensbestrebungen*, pp. 236-237.

119 Pecar, 'Ökonomie der Ehre', pp.140-141; ペカールは、貴族家系が所有していた様々な形の「資本」がある程度交換可能であったということを示すためにピエール・ブルデュエのモデルを効果的に利用している

120 Potter, *History of France*, p. 72; Le Roux, *Faveur du roi*, p. 723.

121 新年最初の日に行われたチップの分配については、Dangeau *Journal*, VI, pp. 269-270 (1 January 1698) を参照せよ

122 これらの数字は印刷された『名簿』（1663, 1669, 1672, 1677, 1687, 1712, 1722）から取られており、BN MS f7859 で検証されている。関連がある場合は、別の史料も出すことができる。AN Z 1a 472-523 の『名簿』は、普通は通常の給料のみを表示しているため、あまり有効な史料ではない

123 AN O 1 755, pp. 38, 32,800, pp. 109-110 には、追加の 24,000 リーヴルの *livrées par augmentation* があり、合計が 56,800 リーヴルとなっている。この数字は 1687 年の印刷された『名簿』と O 1 751, no. 77 の中で繰り返されている。しかし、BN MS f 7859, fols. 117-131 では、軽食 *collations* のための支払いが 1,200 リーヴルではなく 11,800 リーヴルとなっているため、合計は 68,600 リーヴルである。1712 年と 1722 年の『名簿』では通常の額の 56,800 リーヴルに、さらに 120,000 リーヴルの *血統親族手当 livres comme prince du Sang* と、ブルゴーニュ地方総督としての報酬 6,000 リーヴルが加えられている。司祭

長については BN MS f 7859, fol. 99 を、**寝室部侍従 chamberlain** については fols. 153-172 を、厩舎部主馬 *écuyer* については fol. 204-208 を、**衣裳部侍従長 the master of the wardrobe** については fols. 220-221 を、フランス主猟頭については fol. 234-235 を参照せよ。寝室部についてより詳細に知りたい場合は O 1 822 を見よ。この史料 (p. 3) は、奉仕業務を行う第一侍従 **serving premier gentilhomme** の総収入を 33,142 リーヴルとし、奉仕業務を行わない 3 人の侍従たち **non-serving gentilhommes** はたったの 3,300 リーヴルしか受け取っていないと示している。

124 1700 年前後数十年間については、Blanquie, 'Dans la main', p. 263 の Table 4 を参照せよ

125 BN Mélanges Colbert 318, 'Maison, escurie, et Vennerie du Roy, pensions 1606-1656' の fol. 15-16, 21-22, 45-47 の中の例を引用した

126 AN O 1 656; Dangeau, *Journal*, I, p. 116 (3 February 1685); Solvadori, *Chasse*, p. 251; Saint-Simon, *Mémoires*, XVII, pp. 329-331 には、ラ・ロシュフーコーの '**privance**' と国王の鼻屑について書かれている。しかしながら、高価な贈り物は宮廷の上位層にのみ限られていたわけではなかった。ボンタンの長男が結婚した際、国王は彼に 330,000 リーヴルを与えている。Dangeau, *Journal*, IV, 227 (26 January 1693).

127 ランベスク大公については Solon, *Cour de France*, pp. 490-496, at p. 494 を参照せよ

128 Chaussinand-Nogaret, *Noblesse au XVIIIe siècle*, pp. 77-86.

129 Mathon de la Cour, *Collection de Compte Rendus* の p. 204 に恩給について、p. 214 に国務評定官報酬について、p. 220 にダルトワについての記述がある。改革の提案については、Necker, *De l'aministration des finances de la France*, II, pp. 390-398 を参照せよ；AN O 1 656, nos. 18-24; 171-173 には改革についての様々なフレーズが出てくるが、その他の関係書類も 1780~1792 年の恩給一覧を提供する

130 Luynes, *Mémoires*, I, p. 330 (August 1737); Solnon, *Cour de France*, p. 495 を参照せよ

131 大臣らについては Chaussinand-Nogaret, *Noblesse au XVIIIe siècle*, p. 82 を参照せよ。様々な起源を持つ田舎貴族と富豪貴族の対比は **ショジナン・ノガレ** の主要な主張のうちの一つである。しかしながら、大臣たちと高位帯剣貴族たちの社会的近似性は、今なお全く疑いなく確立されたわけではなく、もっとも明らかに成功した大臣家系にのみ真であると言えよう

132 あるいは、それより長続きする。同時代のオーストリアの宮内法院という独特の機関が示すように

133 F. Isambert, *Reccueil général des anciennes lois françaises* (Paris 1829), XVIII, no. 446, pp. 44-48 の 'Statut et ordonnance pour le rétablissement de l'Ordre de Saint-Michel' を参照せよ。さらに、貴族の系譜調査（主に財政的な動機で行われた）に付随する様々な王令がこの巻に収録されている

134 AN M 608, II (6) : 'Règlement fait par le roi pour les Aspirans aux honneurs de la Cour et à la Présentation' (Versailles, 31 October 1759)を参照せよ。また、一覧やさらなる規則書については MM 817 を見よ

135 <http://www.le.ac.uk/hi/bon/ESFDB/index.html> に掲載されている Forbonnais materials および Bonney, *Malet*, pp. 55-56 and Table 23 は、パーセンテージを用いた私のグラフの中には挿入されていない。しかし、これらの資料は全支出における宮廷費の割合が、スペイン継承戦争中に急速に低下し、ウィーンでの宮廷費割合の上昇にかなり近づいている